

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

金ヶ崎町分別収集計画 (第10期)

令和4年6月

金ヶ崎町

1 計画策定の意義

当町では、環境が限られた資源であることを深く認識し、町民、事業者、行政が相互に協力し合い、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を築き、人と自然が健全に共生できるまちづくり実現のため、平成10年4月、金ケ崎町田園環境基本条例を制定している。さらに同条例に基づき田園環境基本計画を策定し、環境保全とともに健康で快適な生活を維持するために必要な具体的推進方策を示し取り組んでいるところである。

このような状況の中、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、限りある資源を有効に利用し、最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者、行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的な方向を以下に示す。

- (1) 廃棄物の減量化、リサイクルの推進を基本とした循環型社会の構築
- (2) 町民、事業者、行政が一体となった取り組みによる環境負荷軽減の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	417.3 t	417.8 t	418.5 t	417.3 t	416.4 t

※金ヶ崎町一般廃棄物処理基本計画（令和3年度～令和12年度）に基づく、令和12年度の目標値であるリサイクル率15%を乗じて算出

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

（1）廃棄物の減量化

- ① 町民による廃棄物の排出抑制及び分別の徹底
- ② 事業者による排出責任、拡大生産者責任を自覚した廃棄物の発生抑制の取組
- ③ 買い物袋持参等の啓発・指導による廃棄物の減量化

（2）リサイクルの推進

- ① 環境保全推進員等による分別指導の徹底
- ② 教育機関及び事業所等における環境教育、啓発活動の充実
- ③ 6生活圏ごとのリサイクル学習会の実施
- ④ 自治会等が主体となったリサイクル学習会（出前講座）への対応

（3）環境負荷の軽減の促進

- ① 容器包装廃棄物の排出が少なく繰り返し使用できる製品の利用
- ② 事業者による環境に配慮した廃棄物処理及び再資源化の取組
- ③ 町民、事業者、行政による不適正処理の防止、環境への負荷軽減に向けた取組

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類 生きびん 雑びん（無色、茶、その他）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位:t)

品目	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール製容器	4.0		4.0		4.0		4.0		4.0	
アルミ製容器	9.7		9.7		9.7		9.7		9.7	
無色のガラス製容器	合計									
	22.9		22.9		22.9		22.8		22.7	
	引渡	独自								
	22.9	0.0	22.9	0.0	22.9	0.0	22.8	0.0	22.7	0.0
茶色のガラス製容器	合計									
	29.4		29.4		29.5		29.4		29.3	
	引渡	独自								
	29.4	0.0	29.4	0.0	29.5	0.0	29.4	0.0	29.3	0.0
その他のガラス製容器	合計									
	15.9		15.9		15.9		15.9		15.9	
	引渡	独自								
	15.9	0.0	15.9	0.0	15.9	0.0	15.9	0.0	15.9	0.0
飲料用紙製容器包装 (アルミ使用なし)	1.9		1.9		1.9		1.9		1.9	
段ボール	39.4		39.4		39.5		39.4		39.3	
その他の紙製容器包装 (雑誌・雑紙含む)	合計									
	83.7		83.7		83.8		83.6		83.4	
	引渡	独自								
	0.0	83.7	0.0	83.7	0.0	83.8	0.0	83.6	0.0	83.4
ペットボトル(無色) (飲料又はしょうゆ等用)	合計									
	15.5		15.5		15.5		15.5		15.5	
	引渡	独自								
	15.5	0.0	15.5	0.0	15.5	0.0	15.5	0.0	15.5	0.0
その他プラスチック 製容器包装 (白色トレイ含む)	合計									
	28.0		28.0		28.0		27.9		27.8	
	引渡	独自								
	28.0	0.0	28.0	0.0	28.0	0.0	27.9	0.0	27.8	0.0

※商業施設のリサイクル回収量は含めない

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、第十一次金ヶ崎町総合計画の人口目標推計を参考に各年度人口を算出し、次の通り設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
15,268人 (対前年度比) —	15,268人 (対前年度比) —	15,294人 (対前年度比) 1.002%	15,250人 (対前年度比) △0.997%	15,206人 (対前年度比) △0.997%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	町（委託業者）による定期収集 町民団体等による集団回収	町（委託業者） 町民団体等（民間業者）
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙容器	紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	雑誌・その他紙類		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	白色発泡スチロール製トレイ	白色トレイ		
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	町（委託業者）による定期収集	町（委託業者）

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装については、日本容器包装リサイクル協会指定の保管施設へ委託する。缶類、紙パック、段ボール、その他紙類については、収集業者へ委託する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	缶類	専用袋	平ボディ車 パッカー車	委託業者 (選別・圧縮・ 保管)
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス 製容器	びん類	プラスチック コンテナ	平ボディ車 パッカー車	委託業者 (選別・保管)
	茶色のガラス 製容器				
	その他のガラス 製容器				
紙類	飲料用紙容器	紙パック	紙紐梱包	パッカー車	委託業者 (保管)
	段ボール	段ボール	紙紐梱包		
	その他の紙製 容器包装	雑誌・その他 紙類	紙紐梱包		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	専用袋	パッカー車	委託業者 (選別・圧縮・ 梱包)
	その他プラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	専用袋		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、環境保全推進員等を通じ自主的な地域リサイクル活動の推進を図る。